

6次産業化推進整備事業実施要領

制定 平成24年4月20日23食産第4068号
農林水産省食料産業局長通知

第1 目的

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)別表1の6次産業化推進整備事業の項に掲げる事業の実施については、実施要綱及び農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱(平成24年4月20日付け23食産第4051号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第2 本事業の趣旨

食と農林漁業の再生推進本部で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、「農山漁村に存在する豊富な資源を有効に活用し、6次産業化を推進することにより、付加価値を向上させ、雇用と所得を生み出し、農林漁業を更に成長産業化する」とされ、6次産業化の市場規模の拡大を目指すこととされたところである。

しかしながら、景気は依然として厳しい状況にあり、農林漁業者等の所得も低下する中で、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。)等の認定者は着実に増加しているところだが、認定者の投資は依然として進みがたい実情にある。

このため、六次産業化法等の認定を受けた農林漁業者等が農林水産物の高付加価値化等を図るために必要な施設の整備を支援することにより、農林漁業者等による6次産業化の取組を促進し、農山漁村における雇用の創出と所得の向上を図ることとする。

第3 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成26年3月31日までとする。

第4 事業実施主体

実施要綱別表1の事業実施主体欄の18の食料産業局長が別に定める者は、六次産業化法第5条の規定に基づく総合化事業計画の認定又は中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号。以下「農商工等連携法」という。)第4条の規定に基づく農商工等連携事業計画の認定を受けた者であって、次に掲げる者とする。

1 農林漁業者団体

農林漁業者3戸以上が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその活動を実質的に支配することができるものと認められる団体(なお、法人格のない団体においては、代表者の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあり、かつ、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限る。)並びにこれらの団体が主たる構成員又は出資者となっている法人。なお、構成員又は出資者に3戸以上の農林漁業者を含まない団体にあつては、常時雇用者を3名以上雇用している又は常時雇用者を新たに3名以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

2 食品産業事業者

食品の製造等を行う中小企業者等(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者(個人を除く。))又は農業協同組合等)であつて、農林漁業者団体等(農林漁業者団体又は3戸以上の農林漁業者をいう。)と連携する者をいう。

第5 事業の内容

次のいずれかの取組を行う場合に必要な施設の整備を行う。

1 農林漁業者団体が自ら行う6次産業化の取組

農林漁業者団体が、六次産業化法第5条又は第6条の規定に基づく認定又は変更の認定を受けた総合化事業計画（以下「認定総合化事業計画」という。）に従って実施する六次産業化法第3条第4項の総合化事業に係る取組

2 農林漁業者団体等と食品産業事業者が連携して行う6次産業化の取組

農林漁業者団体等又は食品産業事業者が、農商工等連携法第4条又は第5条の規定に基づく認定又は変更の認定を受けた農商工等連携事業計画（以下「認定農商工等連携事業計画」という。）に従って実施する農商工等連携法第2条第4項のうち新商品の生産を行うために必要な取組

なお、この取組において新商品とは、食品であって、次に掲げるいずれかに該当するものとする。

- (1) 商品そのものが新規性を有していること。
- (2) 新たに開発された品種の農林水産物や規格外品等を有効活用するなど、原材料そのものが先進性や独自性を有していること。
- (3) 新たな加工技術を用いるなど、製造工程が先進性や独自性を有していること。

第6 補助対象施設の範囲

補助対象となる施設は、次に掲げるものとする。

ただし、

- ① 第5の1の取組は1及びこれと併せて行う2
- ② 第5の2の取組
 - i 事業実施主体が農林漁業者団体である場合は1及び2
 - ii 事業実施主体が食品産業事業者である場合は3

を補助対象とする。

1 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設

(1) 農林水産物等集出荷貯蔵のために必要な施設

農林水産物等の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、建物

(2) 農林水産物等処理加工のために必要な施設

処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械、建物

(3) 農林水産物の高付加価値化、地域の生産・加工との連携等を図る農林水産物等の総合的な販売施設

(4) 捕獲獣肉等食材提供のために必要な施設

(5) 収穫後病害虫防除のために必要な施設

農林水産物の病害虫防除に関する機械、建物

(6) 未利用資源活用のために必要な施設

農林水産業副産物、農林水産業廃棄物及び太陽熱等地域における未利用資源をエネルギー化するために必要な機械、建物

(7) (1)～(6)の附帯施設

2 農林水産物等の生産のために必要な施設等

(1) 簡易土地基盤整備

障害物除去、深耕、整地、客土、暗きょ排水、かんがい排水、農道整備、有機物投入等

- (2) 農業用水のために必要な施設
水源・貯水機械、建物
- (3) 営農飲雑用水のために必要な施設
家畜の飼育、園芸作物等の栽培(かんがい用施設を除く。)、農作物の洗浄のための機械、建物
- (4) 高生産性農業用のために必要な施設
農業用機械、建物
- (5) 乾燥調製貯蔵のために必要な施設
乾燥機、刎摺り機、袋詰め機、色彩選別機、貯蔵機械、建物
- (6) 育苗のために必要な施設
水稲、野菜等の育苗機械、建物
- (7) 水産用種苗生産・蓄養殖のために必要な施設
養殖用生産機械、放流用の種苗の生産機械、建物
- (8) 高品質堆肥製造のために必要な施設
堆肥製造用・堆肥保管用機械、建物
- (9) 新技術活用種苗等供給のために必要な施設
新技術を活用した育苗・増殖・培養機械、建物
- (10) 特用林産物生産のために必要な施設
きのこ類等特用林産物の生産に必要な機械、建物
- (11) 農林水産物運搬のために必要な施設
農林水産物の栽培管理に必要な資材や収穫物を運搬するための機械、建物
- (12) 特認施設
実施要綱第5の1に掲げる事業承認者(以下「事業承認者」という。)が特に必要と認める機械・施設
- (13) (1)～(12)の附帯施設

3 食品の加工・販売のために必要な施設

- (1) 食品産業事業者が行う食品の加工・販売のために整備する施設
農林漁業者団体等と食品産業事業者との間の、新商品の原材料となる連携農林水産物(商品の重要なセールスポイントを形成する上で不可欠な属性を有している農林水産物等をいう。以下同じ。)を有効に活用した食品の加工・販売に必要な、当該新商品の製造過程に対応した機械・施設(ただし、販売施設は、加工機械・施設の整備と一体的に整備するものに限る。)
- (2) (1)の附帯施設(当該新商品の加工・販売の用途に使用されるものに限る。)

第7 成果目標

実施要綱第4の1の食料産業局長が別に定める成果目標の内容及び基準については次に掲げるとおりとし、第8の目標年度までにこれを達成するものとする。

- 1 農林漁業者団体が自ら行う6次産業化の取組
農林漁業者団体が認定総合化事業計画で定めた総合化事業の目標
- 2 農林漁業者団体等と食品産業事業者が連携して行う6次産業化の取組
農林漁業者団体等及び食品産業事業者が認定農商工等連携事業計画で定めた農商工等連携事業の目標

第8 目標年度

認定総合化事業計画又は認定農工商等連携事業計画で定めた総合化事業又は農工商等連携事業の実施期間の最終年度

第9 採択基準等

実施要綱第4の1の食料産業局長が別に定める採択基準は次のとおりとし、事業承認者は、次の要件を全て満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。

1 採択基準

(1) 共通基準

- ア 事業規模（総事業費）が1億円以上である事業を実施する場合にあっては、原則として事業実施主体が5年以上の経営経験を有していること。
- イ 整備を予定している機械・施設が、成果目標の達成に向け、適切であること。
- ウ 機械・施設的能力及び規模が適正であること。
- エ 利用計画に基づく機械・施設の適正な利用が確実であると認められること。
- オ 組織の収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められること。
- カ 整備を予定している機械・施設で加工された製品の販売（販路）等に関する計画が明らかになっていること。
- キ 6次産業化推進整備事業における費用対効果分析の実施について（平成24年4月20日付け23食産第4069号食料産業局長通知。以下「費用対効果分析通知」という。）に定める費用対効果分析の手法により妥当投資額を算出し、投資効率が1.0以上となっていること。
- ク 目標年度において、事業の成果目標の達成が確実と見込まれること。
- ケ 事業実施主体の直近3か年の経営状況について、原則として、3期連続して経常損失を計上していないことかつ直近の決算において債務超過（貸借対照表上負債が資産を上回った状態）でないこと。
- コ 事業実施主体において事業実施主体負担分の資金計画が明らかになっていること。

(2) 農林漁業者団体が自ら行う6次産業化の取組の基準

本事業で扱う農林水産物（自ら生産する原材料）については、原則として農林漁業者団体が、おおむね50%以上（取扱量）生産を行っている又は生産を計画しているものとする（農林漁業者団体の構成員等が生産する場合も含む）。

(3) 農林漁業者団体等と食品産業事業者が連携して行う6次産業化の取組の基準

食品産業事業者が事業実施主体となる場合は、新商品の原材料となる連携農林水産物について仕入金額の50%以上を目標年度まで連携する農林漁業者団体等から調達すること。農林漁業者団体が事業実施主体となる場合は、新商品の原材料となる連携農林水産物について、連携する食品産業事業者の仕入金額の50%以上を目標年度までに供給すること。

2 事業の実施に関する事項

- (1) 補助事業費は、当該施設等を整備する都道府県において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、地域の実情等に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模及び構造等は、それぞれの目的に合致しているものとする。
なお、事業費の低減を図るため適切と認められる場合は、直営施行を積極的に認めることとし、当該直営施行に係る人力施工費の全額又はその人力施工費のうち資材費のみを補助の対象とすることができるものとする。
- (2) 見積書により事業費を算定する場合には、原則として、複数の者から見積書を取得し比較検討するものとする。
- (3) 事業実施主体が、本事業によらず、現に実施し、又は既に終了させた事業については、本事業による補助の対象としない。
- (4) 補助の対象とする機械・施設は、原則として、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

する。

(5) 既存施設又は資材の有効利用及び事業費の低減の観点からみて、新品新材を利用するほか、増築、改築、併設等の事業又は古品古材（中古農業機械を含む。以下同じ。）の利用による事業も補助の対象とする。

なお、既存施設の取壊し及び撤去に係る経費は補助対象としない。また古品古材を利用する場合は、材質、規格、形式等が新品新資材と一体的な施行及び利用管理を行う上で不都合のないものであるものとする。

(6) 個人機械及び施設並びに目的外使用のおそれの多い施設は、補助の対象としないものとする。

(7) 既存の機械・施設の代替として、同種、同規模及び同効用のものを再度整備すること（いわゆる更新）並びに補助の対象とする施設のうち附帯施設のみの整備は、補助の対象としないものとする。

(8) 補助の対象となる施設等の附帯施設としての育苗箱、パレット、コンテナ及び運搬台車であって低額なもの並びにフォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きのフォークリフトを除く。）は、補助の対象としない。

3 第6の2の(13)の特認機械・施設とは6次産業化のため、事業承認者が特に必要と認める機械・施設であり次に掲げるもの等とする。

(1) 複合経営促進施設

栽培機能の他に育苗機能等を併せ持つ生産施設であり、別途、防除・土づくり・資材保管等に関する計画が整理されているもの

(2) 高生産性農業用機械施設に含まれない機械

(1)のほか、これまで農業用機械施設補助の整理合理化について（57予第401号昭和57年4月5日付け農林水産事務次官依命通知）に規定する機械に含まれたことのないもので、新品種、新技術等に対応したもの

第10 事業実施計画

1 事業実施計画の承認手続

事業実施主体となり得る候補者となった団体は、別紙様式第1号により申請書を作成し、事業承認者に別紙様式第2号及び費用対効果分析通知の別紙様式とともに申請し、承認を受けるものとする。

2 事業の着工

(1) 事業の着工は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ない事情がある場合には、事業承認者に事前に届け出ることにより、交付決定前に着工することができるものとする。

(2) 事業の施工は、原則として事業実施計画の承認のあった年度内で完了するものとする。

3 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。事業実施計画の重要な変更又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の規定に基づく「補助金変更承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

(1) 成果目標の変更

(2) 事業実施主体の変更

(3) 施工箇所及び設置場所の変更

- (4) 事業費又は補助金の30%を超える変更
- (5) 施設・機械の新設又は廃止

第11 事業実施状況等の報告

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画（別紙様式第1号）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業承認者に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

2 自己点検

(1) 事業実施主体は、目標年度までの毎年度、自己点検報告書（別紙様式第3号-1又は第3号-2）により自己点検を行い、当該年度の翌年度の7月末日までに、事業承認者に提出するものとする。ただし、六次産業化法第21条の規定に基づき総合化事業計画の実施状況報告を提出している場合はこれに代えることができる。

なお、目標年度において成果目標が達成されなかったときは、次年度以降も継続して自己点検を実施するものとする。

(2) 第5の2の取組にあつては、事業実施主体は連携して取り組む者と協力して実施するものとする。

3 点検評価

事業承認者が行う点検評価は、次により行うものとする。

(1) 事業承認者は、事業実施主体から自己点検報告書の提出を受けたときは、これについて、点検評価書（別紙様式第4号-1又は第4号-2。以下「点検評価書」という。）により点検評価を行い、その結果を10月末日までに事業実施主体に対して通知するものとする。また、指導すべき事項がある場合には必要に応じて改善指導を行うものとする。

(2) 事業実施主体は、(1)の通知において成果目標等の達成状況が不十分である等の指摘を受けた場合には、当該指摘に係る事項が翌年度までに改善されるよう最大限努めるものとする。

(3) 事業承認者は、目標年度の翌々年度までに成果目標等が達成されず、かつ、改善の目処が立たないと判断したときは、適切な措置を講じるものとする。また、目標年度の翌々年度以降において、成果目標等が達成されないものの、改善が見込まれると判断したときは、事業承認者は、(1)の点検評価を通じて必要な改善指導を継続して行うものとする。

なお、成果目標等の達成を阻害する要因が自然災害等、事業実施主体の責に帰すべきものでない場合にはこの限りでない。

第12 国が行う必要な措置

実施要綱第10の3の食料産業局長が別に定める必要な事項は次に掲げるものとする。

1 事業実施計画の承認等に当たっての留意事項

事業承認者は、次に掲げる時に申請内容等について確認するものとする。

(1) 事業実施計画承認申請時

次のア及びイにより、事業実施主体の経営状況、事業実施の確実性等について確認する。

ア 事業実施主体の経営状況

直近3か年の経営状況について、決算報告書等により確認する。

- イ 事業実施の確実性等
補助金以外の事業資金が確実に調達できることについて、預金残高証明書、融資決定の見込みに関する書類等により確認する。
 - (2) 補助金交付申請時
実施設計書（設計書面、仕様書、工事明細書等）により事業費を確認する。
 - (3) 補助金概算払請求時及び事業遂行状況報告時
次のアにより、事業の実施状況について出来高を把握・確認する。なお、既に支払が行われている場合には、次のイ及びウにより確認する。
 - ア 工事進捗状況の現地確認
請負契約書による確認のほか、工事の現場監督者等から事業の出来高を確認し、事業の進捗状況が当該出来高を踏まえたものとなっているかを確認する。
 - イ 施工業者への事業費の支払を証する資料
事業実施主体から施工業者に対して事業費が支払われているかを会計帳簿、振込受付書等で確認する。
 - ウ 施工業者が事業費を受領したことを証する資料
領収書の写し等により、施工業者が事業実施主体から事業費を受領していることを確認する。
 - (4) 事業実績報告時及び事業完了検査時
次のアにより、本事業が完了していることを確認する。また、既に支払が行われている場合には、加えてイ及びウにより事業費が適正に支出・受領されていることも確認する。
 - ア 工事完了の確認
現地において現場監督者等からの報告及び出来高設計書、検査調書、引渡し書、納品書、工事請負契約書等の書類により工事の完了期日及び事業費を確認する。
 - イ 施工業者への事業費の支払を証する資料
事業実施主体から施工業者に対して事業費が支払われているかを会計帳簿、振込受付書等で確認する。
 - ウ 施工業者が事業費を受領したことを証する資料
領収書の写し等により、施工業者が事業実施主体から事業費を受領していることを確認する。
 - (5) 事業完了後
次のア及びイにより、事業完了後目標年度まで、第11の2の自己点検の報告時に事業が適正に実施されていることを確認する。なお、(4)により確認できなかった事項については引き続き確認するものとする。
 - ア 経営状況の確認
目標年度までの毎年度、直近の決算報告書等により経営状況を確認する。
 - イ 現地確認
現場責任者等から施設の稼働状況について聴取し、又は実地に確認する。
- 2 報告又は指導
事業承認者は、地域の実態に即した本事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県、市町村等との密接な連携を図り、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。
- 3 事業の適正な執行の確保
- (1) 事業承認者は、事業実施主体に対して、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する

る法律(昭和30年法律第179号)その他の法令及び要綱・本要領等の適正な運用のため、必要な限度において報告又は資料の提出を求め、必要な指導及び助言を行うものとする。

(2) 事業承認者は、事業実施主体に対して、本事業の実施上監督の必要があるときは、事業内容を検査し、その結果不適切な事実がある場合には是正を求めるものとする。

(3) 事業承認者は、事業実施主体に対して、本事業の効果等の検証を目的とした調査等を求めることができるものとする。

第13 その他

本事業の実施に当たっては、本要領に定めるもののほか、6次産業化推進整備事業補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて(平成24年4月20日付け23食産第4070号農林水産省食料産業局長通知)及び費用対効果分析通知によるものとする。

附則

- 1 この要領は、平成24年4月20日から施行する。
- 2 6次産業化推進整備事業実施要領(平成23年4月1日付け22総合第1777号農林水産省総合食料局長、22生産第10770号農林水産省生産局長、22経営第7116号農林水産省経営局長通知)は廃止する。
- 3 2に掲げる通知により平成23年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

（事業承認者） 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名 印

平成〇〇年度6次産業化推進整備事業の承認（変更、中止、廃止の承認）の申請について

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知）第5の1及び6次産業化推進整備事業実施要領（平成24年4月20日付け23食産第4068号農林水産省食料産業局長通知）第10の1の規定に基づき、関係書類を添えて、承認（変更、中止、廃止の承認）を申請する。

- 注1 関係書類として、別添（別紙様式第2号及び費用対効果分析通知の別紙様式）を添付すること。
- 2 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、承認通知があった事業実施計画の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。
- 3 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止（廃止）の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載すること。
- 4 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「平成〇〇年度6次産業化推進整備事業実施計画結果の報告について」とし、実績を記載すること。

6 次 産 業 化 推 進 整 備 事 業 実 施 計 画

事業実施主体名		
都道府県 市町村名		
実施要領（以下、該当する箇所を○で囲むこと）		
第4 事業実施主体	1 農林漁業者団体	2 食品産業事業者
第5 事業内容	1 農林漁業者団体が自ら行う6次産業化の取組	2 農林漁業者団体等と食品産業事業者が連携して行う6次産業化の取組
六次産業化法及び農商工等連携法		
事業計画における 事業名		

1 事業実施主体等の概要

(1) 事業実施主体の概要

法律の事業計画認定状況										
法律名			事業計画名		認定状況		認定(申請)年月日			
地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律			総合化事業計画		認定済	申請中	年	月	日	
中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律			農商工等連携事業計画		認定済	申請中	年	月	日	
(ふりがな)	()						代表者	役職名		
事業実施主体の名称								氏名		
主たる事務所の所在地	(〒 -)						性別			
							電話番号		-	-
							FAX番号		-	-
事業実施場所(住所)							E-mail			
							常時使用する従業員数			名
種類			設立年月日	年 月 日						
業種			資本金(出資金)①			女起業家枠申請の有無			有・無	
重複申請の有無	有・無									
事業実施主体の概要										
事業実施主体の事業内容										
過去の類似関連事業の実績、実施内容等										
事業実施主体又は、事業担当者の業績等										

事業担
当者名

構成員(出資者等)

氏名	性別	住所・所在地 (都道府県市町村名)	業種	事業実施主体における役職名	出資金②		備考
					千円	出資等比率②÷① %	
						%	
						%	
						%	
						%	
						%	
					千円	%	
					千円	%	
雇用に関する目標 ※構成員に3戸以上の農林漁業者 を含まない団体のみ記載		申請時 (平成 年度)	1年度目 (平成 年度)	2年度目 (平成 年度)	3年度目 (平成 年度)	4年度目 (平成 年度)	5年度目 (平成 年度)
		人	人	人	人	人	人

太枠内は事業実施主体が農林漁業者団体である場合のみ記入する
 ※食品産業事業者が事業実施主体の場合、連携する農林漁業者団体等において構成員に3戸以上雇用している又は常時雇用者を新たに3以上雇う場合は「雇用に関する目標」を記載すること。

- 注 1 「種類」の欄には、「農業協同組合」、「森林組合」、「漁業協同組合」、「株式会社」、「合名会社」等のほか、事業協同組合等にあつては根拠法に基づく正式名称を記入し、その他農林水産物の生産、加工等を営む任意団体及び農作業の共同化等を行う任意団体にあつては「任意団体」と記入すること。
- 2 「業種」の欄には、日本標準産業分類における業種を記入すること。(農業、林業、漁業、製造業等)
- 3 「事業内容」の欄には、定款又は規約等で定める事業内容の全てを記載すること。
- 4 本事業以外に国、その他公的支援が受けられる事業に応募の場合は「重複申請の有無」の欄で有を選択し申請中の事業名及び事業概要を記入すること。
- 5 女性起業家枠に応募の意志がある場合は「女性起業家枠」の欄に有を選択すること。
- 6 内は事業実施主体が農林業業者団体である場合のみ記入すること
- 7 「事業実施主体における構成員(出資者等)」の欄には、その全てを記入すること。ただし、構成員が法人の場合は、法人名及び代表者名を記入するとともに、該当する事項を記入すること(事業実施主体が事業協同組合等の場合の組合員を含む。)。また、「株式会社」等にあつては、「出資者」等を記入すること。
- 8 「事業実施主体における役職名」の欄には、農事組合法人は「理事」、株式会社は「取締役」、合名会社、合資会社等は「代表」等と記入すること。
- 9 「備考」の欄には、農業生産法人である場合に農地法第2条第3項第2号に掲げる要件のいずれかを記入すること。この場合常時従事者は「常」、農地等の使用収益権を移転・設定しているときはその旨を記入すること。
- 10 「雇用に関する目標」の欄の目標年度においては3人以上とすること。
- 11 今年度既に採択が決定及び実施している事業があれば枠を追加し事業名及び事業概要を記入すること。

(2) 連携事業者の概要

注 実施要領第2の2を選択した者のみ記載

	名称	住所	代表者名	資本金	業種	連携農林水産物
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

注1 「業種」の欄には、日本標準産業分類における業種を記入すること。(農業、林業、漁業、製造業等)

2 事業の概要

事業の内容 及び実施方法	
事業の効果 (自らの経営改善 の他、地域農業、 地域経済への効 果等を記入)	
事業の スケジュール	

注1 実施要領第2の2を選択している場合は、「事業の内容及び方法」に「**新商品**」の ①名称・②概要・③セールスポイントを必ず盛り込むこと。

2 1の(1)の女性起業家枠申請の有無について有を選択している場合は「事業の内容及び実施方法」の欄に『**女性の能力を発揮するものであること**』及び『**女性による施設の運営体制であること**』が分かるように記入すること。

3 機械・施設の設置計画 … 事業実施要領第9の1の(1)のウ及びエ

	機械名	用途	処理能力	規格・形式	設置 台数	総事業費 (円)	負担区分(円)			融資先		竣工予定 年月日	備考
							国庫 補助金	自己資金		金融機関名	償還 年数		
								うち借入金	その他				
機械													
	合計												
施設	施設名	種類名	構造・規格		着工予定 年月日	総事業費 (円)	負担区分(円)			融資先		竣工予定 年月日	備考
							国庫 補助金	自己資金		金融機関名	償還 年数		
								うち借入金	その他				
合計													
機械・施設の合計													

注1 「用途」の欄には、「〇〇のカット」、「〇〇の冷蔵」、「〇〇の梱包」等当該機械が備えている機能を記入すること。

2 「融資先」には「借入金」がある場合記入すること。

3 「施設名」には、「〇〇食品加工施設」、「〇〇育苗施設」等を、「種類名」の欄には、「建物」、「電気設備」、「空調設備」等を記入すること。

4 「機械・施設の合計」には機械、施設の「総事業費」、「負担区分」の合計を記入すること。

5 複数の機械・施設を導入する場合は、欄を追加し記入すること。

4 機械・施設の利用・計画 …… 事業実施要領第9の1の(1)のエ

機械・施設名	対象農林水産物 連携農林水産物名	利用期間	利用日数	月別利用計画												年間処理・生産量	備考	
		目標	目標	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
			日														トン	
			日														トン	
			日														トン	
			日														トン	
			日														トン	
			日														トン	
			日														トン	
			日														トン	

- 注1 複数の機械・施設を導入する場合は、機械・施設ごとに記入すること。
 2 複数の農林水産物について利用する場合は、農林水産物ごとに記入すること。
 3 「利用期間」については、「通年」、「〇月～〇月」等分かるように記入すること。
 4 「月別利用計画」については、原則として、事業対象の農林水産物処理量を記入すること。

5 組織の収支計画 …… 事業実施要領第9の1の(1)のオ

(1) 農林漁業者団体

経営全体の収支計画

		1年度目(年 月期)	2年度目(年 月期)	3年度目(年 月期)	4年度目(年 月期)	5年度目(年 月期)
①農業収入						
品目	項目					
	経営規模	a	a	a	a	a
	生産量	t	t	t	t	t
	売上高	千円	千円	千円	千円	千円
	経営規模	a	a	a	a	a
	生産量	t	t	t	t	t
	売上高	千円	千円	千円	千円	千円
	経営規模	a	a	a	a	a
	生産量	t	t	t	t	t
	売上高	千円	千円	千円	千円	千円
②農業経営費		千円	千円	千円	千円	千円
原材料費		千円	千円	千円	千円	千円
施設・機械費		千円	千円	千円	千円	千円
	うち減価償却費	千円	千円	千円	千円	千円
出荷販売経費		千円	千円	千円	千円	千円
雇用労賃		千円	千円	千円	千円	千円
支払利息		千円	千円	千円	千円	千円
支払地代・賃借料		千円	千円	千円	千円	千円
その他()		千円	千円	千円	千円	千円
農業所得(①-②)		千円	千円	千円	千円	千円

注1 様式については記載項目の追加等、適宜変更して記載してよい。

2 この様式に準ずる既存の書類(データ等)がある場合、その写しを添付してこれに代えることができる。

(2) 食品産業事業者

経営全体の収支計画

	1年度目(年 月期)	2年度目(年 月期)	3年度目(年 月期)	4年度目(年 月期)	5年度目(年 月期)
①売上高	千円	千円	千円	千円	千円
②売上原価	千円	千円	千円	千円	千円
③売上総利益(①-②)	千円	千円	千円	千円	千円
④販売費及び一般管理費	千円	千円	千円	千円	千円
⑤営業利益(③-④)	千円	千円	千円	千円	千円

注1 様式については記載項目の追加等、適宜変更して記載してよい。

2 この様式に準ずる既存収支(データ等)がある場合、その写しを添付してこれに代えることができる。

8 機械・施設の規模決定根拠 …… 実施要領第9の1の(1)のウ



注1 この様式に準ずる既存書類(データ等)がある場合、その写しを添付してこれに代えることができる。

9 本事業で扱う農林水産物の自社生産割合 ……実施要領第9の1の(2)

注 実施要領第2の1 農林漁業者団体が自ら行う6次産業化の取組を選択した者のみ記載

総合化事業で用いる農林水産物		1年度目 (年 月期)	2年度目 (年 月期)	3年度目 (年 月期)	4年度目 (年 月期)	5年度目 (年 月期)
	全数量①	t	t	t	t	t
	自社生産量②	t	t	t	t	t
	割合=②÷①	%	%	%	%	%
	全数量①	t	t	t	t	t
	自社生産量②	t	t	t	t	t
	割合=②÷①	%	%	%	%	%
	全数量①	t	t	t	t	t
	自社生産量②	t	t	t	t	t
	割合=②÷①	%	%	%	%	%
	全数量①	t	t	t	t	t
	自社生産量②	t	t	t	t	t
	割合=②÷①	%	%	%	%	%
	全数量①	t	t	t	t	t
	自社生産量②	t	t	t	t	t
	割合=②÷①	%	%	%	%	%
	全数量①	t	t	t	t	t
	自社生産量②	t	t	t	t	t
	割合=②÷①	%	%	%	%	%
	全数量①	t	t	t	t	t
	自社生産量②	t	t	t	t	t
	割合=②÷①	%	%	%	%	%

注 1 加工品の場合には、その加工品の原料となる農林水産物の数量を記入すること。

2 複数の農林水産物の場合には、農林水産物ごとに新たに欄を付け加えること。

3 「割合」における目標年度の欄は50%以上であること。

4 基本的には数量(t)を用いて算出することとするが、必要に応じて金額(千円)を用いて算出しても良いこととする。

10 本事業で扱う連携する農林水産物の割合 ……実施要領第9の1の(3)

注 実施要領第2の2 農林漁業者団体等と食品産業事業者が連携して行う6次産業化の取組を選択した者のみ記載

(1) 新商品等製造計画

(単位:t、千円)

新商品名						
区分	事業実施前 (年 月期)	1年度目 (年 月期)	2年度目 (年 月期)	3年度目 (年 月期)	4年度目 (年 月期)	5年度目 (年 月期)
製造量						
出荷額						

注 1 「事業実施前」欄には、事業実施初年度の前年度の実績を記入すること。

(2) 連携農林水産物調達計画

連携する農林水産物名	連携事業者	連携農林水産物の取扱計画					
		事業実施前 (年 月期)	1年度目 (年 月期)	2年度目 (年 月期)	3年度目 (年 月期)	4年度目 (年 月期)	5年度目 (年 月期)
	小計①						
	連携事業外②						
	合計③=①+②						
	連携比率①÷③	%	%	%	%	%	%
	小計①						
	連携事業外②						
	合計③=①+②						
	連携比率①÷③	%	%	%	%	%	%

注 1 複数の農林水産物について連携する場合には、農林水産物ごとに新たに欄を付け加えること。

2 同一農林水産物で複数の連携事業者がいる場合は、連携事業者ごとに記入すること。

3 「連携する事業者名」欄の「連携する事業者以外」は、連携する事業者以外からの調達数量の合計を記入すること。

4 「事業実施前」欄には、事業実施初年度の前年度の実績を記入すること。

5 「連携比率」における目標年度とする欄は50%以上であること。

11 専門用語の説明

これまでの記述内容に関して専門用語がある場合は下記に説明を記載すること。

用 語	説 明

12 女性起業家枠(女性起業家枠で申請する場合のみ記入)

応募するカテゴリにチェックを入れること。

株式会社 <input type="checkbox"/> 代表権を女性が有している <input type="checkbox"/> 役員が過半数が女性である	合名会社 <input type="checkbox"/> 代表者社員が女性 <input type="checkbox"/> 社員の過半数が女性	農業者の組織する団体 <input type="checkbox"/> 代表者が女性である <input type="checkbox"/> 構成員の過半数が女性
旧有限会社 <input type="checkbox"/> 取締役の過半数が女性	農事組合法人 <input type="checkbox"/> 理事の過半数が女性	

別紙様式第3号-1【農林漁業者団体が自ら行う6次産業化の取組】

番 号
年 月 日

(事業承認者) 殿

所在地
団体名
代表者
印

平成〇〇年度6次産業化推進整備事業自己点検報告書の提出について

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知)第8及び6次産業化推進整備事業実施要領(平成24年4月20日付け23食産第4068号農林水産省食料産業局長通知)第11の2の規定に基づき、成果目標等について自己点検を行ったので下記のとおり報告する。

記

※6次産業化法第21条の規定に基づき認定総合化事業計画の実施状況報告を提出している場合はこれに代えることができる。
(構成員に3戸以上の農林漁業者を含まない者は「2 雇用の状況」と同様の内容を必ず盛り込むこと。)

事業名 :

1 農林漁業経営の状況

① 総合化事業で用いる農林水産物等及び新商品の売上高

年後:平成 年 月期		
農林水産物等名 ・新商品名	販売方式	売上高 [販売数量() × 単価(円/)]
		[×] 円
		[×] 円
イ:売上高計		円

→ [売上高の増加率] % (= (イ ÷ 申請時の現状売上高 円) × 100)

※ 当該年度末現在(平成〇〇年3月末)における認定事業者の直近の決算期での状況を記載する。提出時に決算期を迎えていない場合(例. 決算期が8月)は、(0年後:平成24年8月期)と記載して、表は空欄でよい。

※ 単価にぶれがある場合には、平均的な単価(又は売上高及び販売数量からの割り戻し単価)を使用すること。

② 農林漁業及び関連事業の所得

年後：平成 年 月期	(単位：円)
カ：農林漁業及び関連事業の売上高	円
キ：経営費	円
ク：所得(カ-キ)	円

→ [所得の増加率] % (= (ク ÷ 申請時の現状所得 円) × 100)

※ 当該年度末現在(平成〇年3月末)における認定事業者の直近の決算期での状況を記載する。提出時に決算期を迎えていない場合(例、決算期が8月)は、(〇年後：平成24年8月期)と記載して、表は空欄でよい。

2 総合化事業の実施内容(実施者:)

① 新商品の開発、生産又は需要の開拓の取組

新商品名	実施内容と今後の課題	活用制度

② 新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善の取組

農林水産物	実施内容と今後の課題	活用制度

③ ①又は②の取組を行うために必要な生産の方式の改善の取組

農林水産物	実施内容と今後の課題	活用制度

3 総合化事業の用に供する施設の整備の内容

農林水産物	実施内容と今後の課題	活用制度

- ※ 申請書に記載した計画のうち、当該年度(4月～翌年3月)に実施した取組について具体的に記載すること。
- ※ 共同申請者、促進事業者がいる場合は欄を繰り返し設けて記載すること。
- ※ 活用制度欄は六次産業化法に基づく支援措置や補助事業の活用状況を記載する。

【法の特例措置の活用】

- ①農業改良資金融通法等(農業改良資金融通法、林業・木材産業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法)、
- ②農地法、③酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律、④都市計画法、⑤食品流通構造改善促進法、⑥野菜生産出荷安定法、

【融通制度の活用】

新スーパーS資金、

【補助事業の活用】

活用した補助事業名を記載する。

4 雇用の状況 …… 構成員に3戸以上の農林漁業者を含まない場合のみ記載する。

	年度目	
	(平成	年度)
計画		人
実績		人

5 添付書類：直近の決算報告書を添付する。

別紙様式第3号-2【農林漁業者団体等と食品産業事業者が連携して行う6次産業化の取組】

番 号
年 月 日

(事業承認者) 殿

所在地
団体名
代表者

印

平成〇〇年度6次産業化推進整備事業自己点検報告書の提出について

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成24年4月6日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知)第8及び6次産業化推進整備事業実施要領(平成24年4月6日付け23食産第4068号農林水産省食料産業局長通知)第11の2の規定に基づき、成果目標等について自己点検を行ったので下記のとおり報告する。

記

事業実施主体の名称		代表者名	TEL
			FAX
主たる事務所の住所			

1 計画、実績の概要

(1) 事業内容

	事業実施者	事業内容	機械・施設等名	規模・能力等	事業費(千円)
計画					
実績					

(2) 売上・経営計画の目標

① 食品産業事業者

ア 農商工等連携事業に係る売上高

年後 年 期	項目	売上高
	①売上高	
	②売上原価	
	③売上総利益(①-②)	
	④販売費及び一般管理費	
	⑤営業利益	

イ 事業者全体での売上・経営状況

項目	売上高
①売上高	
②当該事業の売上高比率 (ア①÷イ①の直近期末)	
③売上原価	
④売上総利益(①-③)	
⑤販売費及び一般管理費	
⑥営業利益(④-⑤)	
⑦営業外収益	
⑧営業外費用	
⑨経常利益(⑥+⑦-⑧)	
⑩人件費	
⑪設備投資額	
⑫減価償却費	
⑬付加価値額 (⑥+⑩+⑫)	
⑭従業員数	
⑮一人あたりの 付加価値額(⑬÷⑭)	

→[付加価値額の増加率] _____ % (= (イ⑮ ÷ 申請時の付加価値額) × 100)

→[総売上高の増加率] _____ % (= (イ① ÷ 申請時の売上高) × 100)

→ [総売上高における農商工連携
事業の割合] _____ % (= イ②参照)

② 農林漁業者団体等

ア 農商工等連携事業に係る売上高

年後 年 期	項目	売上高
	①売上高	
	②売上原価	
	③売上総利益(①-②)	
	④販売費及び一般管理費	
	⑤営業利益	

イ 事業者全体での売上・経営状況

項目	売上高
①売上高	
②当該事業の売上高比率 (ア①÷イ①の直近期末)	
③売上原価	
④売上総利益(①-③)	
⑤販売費及び一般管理費	
⑥営業利益(④-⑤)	
⑦営業外収益	
⑧営業外費用	
⑨経常利益(⑥+⑦-⑧)	
⑩人件費	
⑪設備投資額	
⑫減価償却費	
⑬付加価値額 (⑥+⑩+⑫)	
⑭従業員数	
⑮一人あたりの 付加価値額(⑬÷⑭)	

→[付加価値額の増加率] _____ % (=(イ⑮÷申請時の付加価値額)×100)

→[総売上高における農商工連携事業の割合] _____ % (=イ②参照)

<各種指標の算出式>

「経常利益」: 営業利益 + 営業外収益 - 営業外費用 (支払利息、新株発行費等)

「付加価値額」: 営業利益 + 人件費 + 減価償却費

「一人あたり付加価値額」: 付加価値額 ÷ 従業員数

「営業利益」: 売上総利益 (売上高 - 売上原価) - 販売費及び一般管理費

2 新商品等製造計画 (単位:t、千円)

新商品名:		
区分	計画	実績
製造量		
出荷額		

3 計画と実績が異なる場合の理由等

--

4 添付書類：直近の決算報告書を添付する

別紙様式第4号-1【農林漁業者団体が自ら行う6次産業化の取組】

6次産業化推進整備事業点検評価書(平成 年度分)

地方農政局等名

事業実施主体の名称	代表者名	TEL
		FAX
主たる事務所の住所		

1 取組状況に対する所見

--

2 雇用状況についての所見 ※ 事業実施主体において構成員に3戸以上の農林漁業者を含まない団体である場合のみ記載すること

--

別紙様式第4号-2【農林漁業者団体等と食品産業事業者が連携して行う6次産業化の取組】
6次産業化推進整備事業点検評価書(平成 年度分)

地方農政局等名

事業実施主体の名称	代表者名	TEL
		FAX
主たる事務所の住所		

1 計画、実績の概要に対する所見

--

2 新商品等製造計画に対する所見

--